乳・子・青医療証をお持ちの方へ

10月1日は乳・子・青医療証の更新日です。

受診の際には、新しい医療証と被保険者証を必ず窓口に提出してください。

【有効期間】令和5年10月1日から令和6年9月30日まで※

乳乳幼児医療費助成制度

- 小学校入学前までの乳幼児が対象となります。
- 所得制限は区市町村により異なります。

負担者番号

「88132×××」又は「88138×××」

○窓口負担

《通院》負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

(新しい医療証)



(淡いオレンジ色)

※【有効期間】 6歳児は令和6年3月31日まで

子義務教育就学児・青高校生等医療費助成制度

- ・子は小学生、中学生、青は高校生等が対象となります。
- 所得制限は区市町村により異なります。

負担者番号

- (子) [88135×××]、[88137×××]
- (青) 「89135×××」、「89137×××」

○窓口負担

《通院》負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

子 医 療 証 ^{者番号} 8 8 1 3

(新しい医療証)

(淡いオレンジ色)

負担者番号

- (子) [88131×××]、[88134×××]
- (青) 「89131×××」、「89134×××」
- 医療証の右上に ^{通院負担} _{有(200円)} と表示があります。

○窓口負担

《通院》通院1回につき200円(200円未満の場合もあります。)を お支払いください。

調剤及び訪問看護については、負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

(新しい医療証) 有効期間 令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まっ

_____ (淡いオレンジ色)

※【有効期限】子 15歳児は令和6年3月31日まで、青 18歳児は令和6年3月31日まで

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉局まで 東京都福祉局生活福祉部医療助成課 03-5320-4282(直通)

